**【相談者＝土地所有者　の場合】**

町田市長　様

土地利用相談における意向確認書

相談地に隣接して私が所有している土地（以下「隣接地」）については、現時点で新たな土地利用の予定はありません。

相談地　町田市○○○○○○○○○○○○（の一部）

つきましては、下記の事項を了解した上で本相談を行います。

記

１　隣接地の土地利用を計画する場合は、『都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引（町田市）』（以下「手引」）における「１開発許可制度　第２章　開発行為の定義と判断基準等」の内容を遵守し開発区域を設定します。

２　１により開発区域の設定を行った結果、本相談内容の見直しが必要となる場合は、法令及び手引を遵守し計画変更します。

３　第三者に隣接地の所有権を移転する場合は、新所有者（所有権移転先）が本相談内容及び手引（「１開発許可制度　第２章　開発行為の定義と判断基準等」の内容を含め土地利用を計画する場合の注意点）を理解していることを事前に確認します。

４　その他、第三者による隣接地の土地利用にあたり、手引に定める基準を遵守するため必要となる場合は、第三者への本相談に関する情報提供等に協力します。

相談者

住所　△△△△△△△△△△△△△△△△

氏名　□□□□□□（自署又は押印）

**【相談者≠土地所有者　の場合】**

町田市長　様

土地利用相談における意向確認書

相談地に隣接する同一所有者の土地（以下「隣接地」）については、土地利用の予定はありません。また、土地所有者としても、現時点で隣接地の土地利用の予定がないことを確認しています。

相談地　町田市○○○○○○○○○○○○（の一部）

つきましては、下記の事項を土地所有者ともに了解した上で本相談を行います。

記

１　隣接地の土地利用を計画する場合は、『都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引（町田市）』（以下「手引」）における「１開発許可制度　第２章　開発行為の定義と判断基準等」の内容を遵守し開発区域を設定します。

２　１により開発区域の設定を行った結果、本相談内容の見直しが必要となる場合は、法令及び手引を遵守し計画変更します。

３　土地所有者が第三者に隣接地の所有権を移転する場合は、新所有者（所有権移転先）が本相談内容及び手引（「１開発許可制度　第２章　開発行為の定義と判断基準等」の内容を含め土地利用を計画する場合の注意点）を理解していることを事前に確認します。

４　その他、第三者による隣接地の土地利用にあたり、手引に定める基準を遵守するため必要となる場合は、第三者への本相談に関する情報提供等に協力します。

５　３及び４のため、土地所有者とは連絡を密に取り合い情報共有に努めます。

相談者

住所　△△△△△△△△△△△△△△△△

氏名　□□□□□□（自署又は押印）